日調連発第１５６号
平成２７年１０月７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則等の一部を改正する省令について（お知らせ）

標記の省令が公布され、官報に掲載されておりますので、参考までにインターネット版「官報」のＵＲＬをお知らせします。

（URL: https://kanpou.npb.go.jp/20150928/20150928g00220/20150928g002200000f.html）

なお、官報に誤りがあり、正誤は別添１のとおりです。

また、法務省民事局民事第二課から、概要について別添２のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

官報正誤

平成二十七年九月二十八日（号外第二百二十号）公布法務省令第四十三号（不動産登記規則等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
二一	下	四	前項、	、前項

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二二	上	終りから二一	同項第三項	同条第三項
〃	下	終りから一五	スルコト得ル	スルコトヲ得ル

不動産登記規則等の一部を改正する省令（案）の概要

1　改正の趣旨

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成27年政令第262号。以下「改正政令」という。）により，不動産登記等の申請人が会社法人等番号を有する法人である場合に提供すべき添付情報が，その代表者の資格証明情報から会社法人等番号へと変更されたことなどに伴い，不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。）等の関係省令の規定の整備を行うものである。

2　不登規則の改正内容

(1) 登記申請の手続に係る改正

ア　会社法人等番号の提供を不要とする場合の新設（改正案第36条第１項及び第２項）

法人登記の申請中には，当該法人が会社法人等番号を提供して不動産登記の申請をしても，法人登記が完了するまでの期間は当該不動産登記の申請を審査することができない。

そこで，申請人が会社法人等番号を有する法人（不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）第７条第１項第１号イに規定する法人）であって，その代表者又は支配人等の資格を証する登記事項証明書を提供して登記の申請をするものである場合は，例外的に，会社法人等番号の提供を不要とする（改正案第36条第１項）。

なお，当該登記事項証明書の有効期間を１か月以内としたのは，法人登記が完了するまでの期間は，各局の実情調査や日本司法書士会連合会等からの意見を踏まえると，最長１か月程度と見込まれることによる（改正案第36条第２項）。

イ　同一登記所の取扱い等の廃止（現行の不登規則第36条第１項第１号及び第２号の削除）

現行の不登規則では，同一登記所又は準同一登記所に登記の申請をする場合における資格証明情報の提供が不要とされている（不登規則第36条第１項第１号及び第２号）。

これに対し，改正後に提供することとなる会社法人等番号は，国税庁のホームページや法人の登記事項証明書等により容易に確認することができるものであることから，改正後は，会社法人等番号を有する法人にあっては，登記所の管轄にかかわらず，当該法人の会社法人等番号を提供しなければならないこととし，現行の同一登記所又は準同一登記所に

おける規律を廃止するものである。

ウ　支配人等の取扱いの整理（現行の不登規則第36条第１項第３号及び同条第２項の削除並びに改正案第36条第３項）

支配人等は，代表者から個別の委任を受けるのではなく，固有の法的地位に基づいて登記申請をすることから，登記官において確認すべきは，代表者の資格ではなく，支配人等の資格である。

そして，改正前の政令では，不登令第７条第１項第１号は代表者の資格を，同項第２号は代理人の権限を，それぞれ証する情報の提供を定めるという構造になっていた。そのため，現行の不登規則では，支配人等による申請の場合，同項第１号の適用を除外し（不登規則第36条第１項第３号），他方で，代理権限証明情報の提供を定める不登令第７条第１項第２号をそのまま適用することとし，同一登記所又は準同一登記所に登記の申請をする場合において，支配人等の代理権限証明情報の提供を不要（不登規則第３６条第２項）としていた。

これに対し，改正後は，代表者の資格のみならず，支配人の資格も，不登令第７条第１項第１号で提供することとなる会社法人等番号によって確認することができることとなる。

そこで，改正案は，支配人等が法人を代理して登記の申請をする場合について，不登令第７条第１項第１号の適用の除外規定（不登規則第36条第１項第３号）を削除し，支配人等における同一登記所又は準同一登記所における規律（同条第２項）を廃止するとともに，代理権限証明情報の提供を定める不登令第７条第１項第２号を適用除外とする（改正案第36第条３項）ものである。

エ　住所証明情報を省略できる場合の追加（改正案第36条第４項）

不動産登記の申請において，申請人の住所証明情報を提供しなければならないとされている場合がある（不登令第７条第１項第６号別表の30の項等）が，不登令第９条の委任を受けた現行の不登規則第36条第４項は，例外的に住所証明情報が不要な場合として，住民票コードが提供された場合を規定している。

改正後は，会社法人等番号が提供されれば，登記官は，登記情報システムにおいて，当該法人の現在の住所（会社法人等番号により確認することができるもの）を確認することができることとなる。そこで，例外的に住所証明情報が不要な場合として，会社法人等番号が提供された場合を追加するものである。

オ　代理人が法人である場合の代理権証明情報の一部省略の新設（改正案第37条の２）

代理権限証明情報（不登令第７条第１項第２号）とは，一般的には申請人から代理人への委任状であるが，代理人が法人である場合（例えば司法書士法人など）には，これに加えて，当該代理人の代表者の資格を確認することができる情報も，代理権限証明情報の一部として提供しなければならない。

改正後は，法人である代理人によって登記の申請をする場合において，当該代理人の会社法人等番号を提供したときは，これをもって当該代理人の代表者の資格証明情報の提供に代えることができるとするものである。

(2) 登記申請以外の手続に係る改正

ア　附属書類の閲覧等における資格証明書等の提示の省略（改正案第193条第４項から第６項まで）

(ｱ) 附属書類の閲覧を請求する場合において，請求人が法人であるときは，当該法人の代表者の資格証明書を提示すべきところ（不登規則第193条第５項），登記の申請において添付すべき情報が資格証明情報から会社法人等番号に変更されたことを踏まえ，請求人の負担の軽減等を図るため，当該法人が会社法人等番号を有する法人である場合には，会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは資格証明書の提示を不要とした（改正案第193条第４項）。

(ｲ) また，附属書類の閲覧の請求を代理人によってするときは，その代理権限証書を提示しなければならないとされている（不登規則第193条第４項）ところ，上記(ｱ)と同様，支配人等が法人を代理して請求をする場合において，当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは支配人等の代理権限証書の提示を不要とする（改正案第193条第５項ただし書）とともに，司法書士法人等の法人である代理人が請求をする場合において，その会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは，当該代理人の代表者の資格証明書の提示を要しないこととする（同条第６項）。

イ　地図訂正等（改正案第16条，第65条及び第68条），筆界特定の申請等（改正案第209条，第211条，第227条，第238条及び第243条）

地図等の訂正（第16条），登記識別情報の失効の申出（第65条），登記識別情報に関する証明の請求（第68条）及び筆界特定の申請等（第209条，第211条，第227条，第238条及び第243条）についても，上記と

同様の規定を整備する。

なお，土地所在図の訂正等についても，地図等の訂正の規定を準用している（不登規則第88条第3項）ことから，規定の整備を要することなく，登記の申請と同様の規律となる。

3　その他の省令の改正内容

抵当証券法施行細則（昭和6年司法省令第22号），鉱害賠償登録規則（昭和30年法務省令第47号），企業担保登記規則（昭和33年法務省令第38号），船舶登記規則（平成17年法務省令第27号），農業用動産抵当登記規則（平成17年法務省令第29号），建設機械登記規則（平成17年法務省令第30号）及び夫婦財産契約登記規則（平成17年法務省令第35号）の各規定についても，上記(1)と同様の規定の整備をする。

4　施行期日

改正政令の施行の日（平成27年11月2日）とする。

省令

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省令第一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令

1　厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該年度における積立金（法第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の資産の額及びその構成割合（管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）の管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）ごとの資産の額及びその構成割合を含む。）

二　当該年度における積立金の運用収入の額（管理運用主体の管理積立金ごとの運用収入の額を含む。）

三　積立金の管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価（管理運用主体の管理積立金ごとの管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価を含む。）

イ　当該運用の状況が年金財政に与える影響

ロ　法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

ハ　積立金基本指針（法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針をいう。）に定める事項の遵守の状況（イ及びロに掲げる事項を除く。）

四　その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

2　主務大臣は前項の報告書の作成後、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　平成二十七年度に係る法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項のうち、第一項第二号に規定する積立金の運用収入の額に関し、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の管理積立金については、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における当該管理積立金の運用収入の額を記載するものとする。

○法務省令第四十三号

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十八日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「前項、」を「前項」に改め、「について」の下に「、第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ」を加える。

第三十六条の見出しを「（会社法人等番号の提供を要しない場合等）」に改め、同条第一項中「次に掲げる」を「申請人が同号イに規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第二百九条第三項及び第四項並びに第二百四十三条第二項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。）によって登記の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

第三十六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

3　令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であって、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

第三十六条第四項中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード」を「住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。）又は会社法人等番号（商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（添付情報の省略等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二　法人である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第四十三条第一項第二号中「（昭和三十八年法律第百二十五号）」を削る。

第四十四条第二項中「代表者の資格を証する情報」を「会社法人等番号」に改める。

第六十五条第七項及び第六十八条第八項中「第三十七条」の下に「及び第三十七条の二」を加える。

第百九十三条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第百九十三条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第百九十三条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百九条第一項第一号を次のように改める。

一　申請人が法人であるときは、次に掲げる情報

イ　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第二百九条第一項第二号中「当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないとき」を「申請人が前号イに規定する法人であって、支配人等が当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合」に改め、同条に次の三項を加える。

3　第一項第一号の規定は、申請人が同号イに規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書を提出して筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によって筆界特定の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

4　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

5　法人である代理人によって筆界特定の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第二百十一条第三項中「第二百九条第一項第一号」を「第二百九条第一項第一号ロ」に改める。

第二百二十七条第四項を削り、同項第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

第二百二十七条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

第二百二十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人である代理人によって第一項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも提供したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百三十八条第五項を次のように改め、同項を同条第六項とする。

5　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二百三十八条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第二百三十八条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第二百四十三条第一項中「（筆界特定の事務をつかさどる法務局又は地方法務局が、当該法人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しない場合及び支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の手続において行為をする場合を除く。）」を削り、「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

二　前号に規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

第二百四十三条第二項中「（当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定の手続において行為をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局が、当該法人についての当該代理人の登記を受けた登記所であり、かつ、特定登記所に該当しないときを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、当該申請人又は関係人が会社法人等番号を有する法人であって、当該代理人が支配人等である場合は、この限りでない。

第二百四十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、関係人が同項第一号に規定する法人であって、次に掲げる登記事項証明書を提供して同項の行為をする場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によって前項の行為をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

第二百四十三条に次の一項を加える。

4　前項本文に規定する代理人が法人である場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「代理人ガ前項ノ請求ヲ」を「第一項ノ請求ヲ代理人ニ依リテ」に改め、「同項ノ請求書ニ」を削り、「添附」を「提示」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項を削る。

但シ支配人等（支配人其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代理スルコト得ル者ニシテ其ノ旨ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂ウ第二十二条第二項ニ於テ同ジ）ガ法人ヲ代理シテ第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ同項ノ請求書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ附属書類ノ閲覧ヲ請求スル請求書ニハ利害ノ関係アル事由及閲覧スル部分ヲ記載シ且利害ノ関係アル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ

一　請求人ノ氏名又ハ名称

二　謄本若ハ抄本ノ交付又ハ閲覧ノ目的タル抵当証券控又ハ附属書類ノ表示但シ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ其ノ請求スル部分ヲモ明示スベシ

三　請求ノ通数（閲覧ヲ請求スル場合ヲ除ク）

四　送付ノ方法ニ依リ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルトキハ其ノ旨及送付先ノ住所

第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ請求人ガ法人ナルトキハ当該法人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ提示スベシ但シ同項ノ請求書ニ当該法人ノ会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル会社法人等番号ヲ謂ウ以下同ジ）ヲモ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条に次の一項を加える。

法人タル代理人ニ依リテ第一項ノ請求ヲ為ス場合ニ於テ同項ノ請求書ニ当該代理人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ当該代理人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ提示スルコトヲ要セズ

第二十二条第一項中「又ハ外国会社ノ代表者」を削り、「申請ヲ受クベキ登記所ガ次ニ掲グル登記所ナルトキハ申請書ニ抵当証券法第三条第一項第五号ノ」を「申請書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該法人ノ代表者ノ資格ヲ証スル」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項を次のように改める。

支配人等ガ法人ヲ代理シテ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請書ニ当該法人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該支配人等ノ権限ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二十二条に次の一項を加える。

法人タル代理人ニ依リテ抵当証券交付ノ申請ヲ為ス場合ニ於テ申請書ニ当該代理人ノ会社法人等番号ヲモ記載シタルトキハ申請書ニ当該代理人ノ代表者ノ資格ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第三条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。第二十条第二項第二号及び第四項において同じ。）が法人を代理して第二項の閲覧の請求をする場合において、請求書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、この限りでない。

第十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、請求書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）をも記載したときは、この限りでない。

第十一条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によつて第二項の閲覧の請求をする場合において、請求書に当該代理人の会社法人等番号をも記載したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第二十条を次のように改める。

（添付書類等）

第二十条　登録を申請する場合において、申請人が法人であるときは、会社法人等番号を有する法人にあつては申請書に当該法人の会社法人等番号を記載し、会社法人等番号を有しない法人にあつては申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2　前項の規定は、申請人が会社法人等番号を有する法人であつて、申請書に次に掲げる登記事項証明書（商業登記法第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を添付して登録を申請する場合には、適用しない。

一　次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等によつて登録を申請する場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

3　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものに限る。

4　代理人によつて登録を申請する場合には、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。ただし、申請人が会社法人等番号を有する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登録を申請する場合は、この限りでない。

第二十二条第二項中「又は外国会社」を削る。

第二十五条の二中「第二十条」を「第二十条第一項及び第四項」に改め、「代理権限を証する」を削る。

第二十六条中「第三十七条」の下に「、第三十七条の二」を加える。

（企業担保登記規則の一部改正）

第四条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（会社法人等番号等の提供を要しない場合）

第五条　令第八条第一項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提供して登記の申請をするものである場合とする。

一　次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二　支配人等（支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）によつて登記の申請をする場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

2　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

3　令第八条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

（船舶登記規則の一部改正）

第五条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（所有権に関する登記の申請等における会社法人等番号の提供を要しない場合）」に改め、同条第一項中「及び二」を削り、「次に掲げる場合」を「申請人が所有権の登記名義人となる者の全ての代表者その他の業務を執行する全ての役員の資格を証する登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下この条において同じ。）を提供して登記の申請をする場合において、当該所有権の登記名義人となる者が同号ロ(1)に規定する会社であるとき」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2　令第十三条第一項第四号ニの法務省令で定める場合は、申請人が所有権の登記名義人となる者の全ての代表者の資格を証する登記事項証明書を提供して登記の申請をする場合において、当該所有権の登記名義人となる者が同号ニ(1)に規定する法人であるときとする。

第二十一条に次の一項を加える。

3　前二項の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。

第四十五条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第四十五条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号（商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第四十五条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第四十九条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第六条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第三十六条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第三十六条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第四十条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（建設機械登記規則の一部改正）

第七条　建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であって、その旨の登記がされているものが法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、同項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、この限りでない。

第三十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、同項の書面に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項及び第六項において同じ。）をも記載したときは、この限りでない。

第三十一条第六項を次のように改める。

6　法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、同項の書面に当該代理人の会社法人等番号をも記載したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第三十五条の表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

附則第三条第一項中「及び新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第八条　不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び新規則第十二条において準用する不動産登記規則第三十六条第四項の規定」を削る。

（夫婦財産契約登記規則の一部改正）

第九条　夫婦財産契約登記規則（平成十七年法務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八号まで」の下に「、第三十七条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた登記、筆界特定、抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鉱害賠償の登録の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七条の二及び第四十四条第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令第五十三条において準用する場合を含む。）の規定、第三条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定、第四条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第五条の規定による改正後の船舶登記規則第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にされた不動産登記規則第十六条第一項又は第八十八条第一項の申出については、なお従前の例による。